

20001

経営規模等評価申請書
経営規模等評価の再審査の申立書
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード整理番号
申請年月日	01	令和 年 月 日	-

申請時の番号	02	大臣 知事	国土交通大臣 知事	許可（一般特）第 号	許可年月日
		コート			令和 年 月 日

前回の申請時の番号	03	大臣 知事	国土交通大臣 知事	許可（一般特）第 号	許可年月日
		コート			令和 年 月 日

審査基準日	04	令和 年 月 日
-------	----	----------

申請等の区分	05
--------	----

処理の区分	06
-------	----

法人又は個人の別	07	（1. 法人） （2. 個人）	資本金額又は出資総額 (千円)	法人番号

商号又は名称のフリガナ	08	
-------------	----	--

商号又は名称	09	
--------	----	--

代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	
-----------------	----	--

代表者又は個人の氏名	11	
------------	----	--

主たる営業所の所在地市区町村コード	12	
-------------------	----	--

主たる営業所の所在地	13	
------------	----	--

郵便番号	14		電話番号	
------	----	--	------	--

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

許可を受けている建設業	15		(1. 一般) (2. 特定)
-------------	----	--	--------------------

経営規模等評価対象建設業	16	
--------------	----	--

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

[illegible]

工事経歴書

(建設工事の種類) 工事 (税込 ・ 税抜)

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場 のある 都道府県 及び 市区町村名	配 置 技 術 者			請 負 代 金 の 額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は 監理技術者の別 (該当箇所にレ印を記載)			うち， ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着 工 年 月	完 成 又 は 完 成 予 定 年 月
						主任技術者	監理技術者				
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
					小 計	件		千円	千円	うち 元請工事	
										千円	千円
					合 計	件		千円	千円	うち 元請工事	
										千円	千円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 9 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	P C
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
		下請						
		計						

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

(用紙A4)

審査手数料証紙はり付け書（大臣許可は印紙を貼付）

申請者

収入証紙はり付け欄（大臣許可は印紙を貼付）

（収入印紙又は証紙は消印してはならない）

技 術 職 員 名 簿

頁

項番
数81

35
頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢		業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
						3	5		10				
1			年 月 日		8	2							
2			年 月 日		8	2							
3			年 月 日		8	2							
4			年 月 日		8	2							
5			年 月 日		8	2							
6			年 月 日		8	2							
7			年 月 日		8	2							
8			年 月 日		8	2							
9			年 月 日		8	2							
10			年 月 日		8	2							
11			年 月 日		8	2							
12			年 月 日		8	2							
13			年 月 日		8	2							
14			年 月 日		8	2							
15			年 月 日		8	2							
16			年 月 日		8	2							
17			年 月 日		8	2							
18			年 月 日		8	2							
19			年 月 日		8	2							
20			年 月 日		8	2							
21			年 月 日		8	2							
22			年 月 日		8	2							
23			年 月 日		8	2							
24			年 月 日		8	2							
25			年 月 日		8	2							
26			年 月 日		8	2							
27			年 月 日		8	2							
28			年 月 日		8	2							
29			年 月 日		8	2							
30			年 月 日		8	2							

その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

項番

建設業退職金共済制度加入の有無

413

[1. 有、2. 無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

423

[1. 有、2. 無]

法定外労働災害補償制度加入の有無

433

[1. 有、2. 無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保

443

[1. 該当、2. 非該当]

技術職員数(A)

若年技術職員数(B)

若年技術職員の割合(B/A)

新規若年技術職員数(C)

新規若年技術職員の割合(C/A)

新規若年技術職員の育成及び確保

453

[1. 該当、2. 非該当]

CPD単位取得数

463

5

10

(単位)

技術者数

11

15

(人)

技能レベル向上者数

473

5

(人)

技能者数

9

10

(人)

控除対象者数

15

20

(人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況

483

[1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. ブラチナえるぼし認定、5. 非該当]

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況

493

[1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. ブラチナくるみん認定、4. 非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況

503

[1. ユースエール認定、2. 非該当]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

513

[1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]

建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無

523

[1. 有、2. 無]

建設業の営業継続の状況

営業年数

533

5

(年)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

543

[1. 有、2. 無]

初めて許可（登録）を受けた年月日

令和 年 月 日

休業等期間

年 か月

備考（組織変更等）

再生手続又は更生手続開始決定日

令和 年 月 日

再生計画又は更生計画認可日

令和 年 月 日

再生手続又は更生手続終結決定日

令和 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無

553

[1. 有、2. 無]

法令遵守の状況

営業停止処分の有無

563

[1. 有、2. 無]

指示処分の有無

573

[1. 有、2. 無]

建設業の経理の状況

監査の受審状況

583

[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]

公認会計士等の数

593

5

(人)

二級登録経理試験合格者等の数

603

5

(人)

研究開発の状況

研究開発費（2期平均）

613

5

10

(千円)

審査対象事業年度

審査対象事業年度の審査対象事業年度

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数

623

5

(台)

国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況

エコアクション21の認証の有無

633

[1. 有、2. 無]

ISO9001の登録の有無

643

[1. 有、2. 無]

ISO14001の登録の有無

653

[1. 有、2. 無]

損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名) _____

I 売 上 高 千円

完成工事高
兼業事業売上高 _____

II 売 上 原 価

完成工事原価
兼業事業売上原価 _____
売上総利益（売上総損失）
完成工事総利益（完成工事総損失）
兼業事業総利益（兼業事業総損失） _____

III 販売費及び一般管理費

役員報酬
従業員給料手当
退職金
法定福利費
福利厚生費
修繕維持費
事務用品費
通信交通費
動力用水光熱費
調査研究費
広告宣伝費
貸倒引当金繰入額
貸倒損失
交際費
寄付金
地代家賃
減価償却費
開発費償却
租税公課
保険料
雑 費
営業利益（営業損失） _____

建設機械の保有状況、ISO等の取得状況一覧表

審査基準日:

建設機械の保有状況

通番	新規	建設機械の種類	メーカー名	形式、型番	種別又は規格	所有 又は リース	取得日又はリース期間	特定自主検査実施日 又は有効期間満了日 (※)
1							~	
2							~	
3							~	
4							~	
5							~	
6							~	
7							~	
8							~	
9							~	
10							~	
11							~	
12							~	
13							~	
14							~	
15							~	

(記入要領)

- 1 前期の保有状況一覧表に記載しなかった建設機械については、新規欄に「○」を付すこと。
- 2 「建設機械の種類」欄には、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、移動式クレーン、ダンプ車、締固め用機械、解体用機械、高所作業車、不整地運搬車、アスファルト・フィニッシャのいずれかを記入すること。
- 3 「種別又は規格」欄には、建設機械の種類ごとに下記について記入すること。

①「ショベル系掘削機」→ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はバйлドライバーのアタッチメントを有する旨（例：バックホウ）

②「ブルドーザー」→自重が3トン以上か（例：3.89t）

③「トラクターショベル」→バケット容量が0.4立方メートル以上か（例：1.2㎡）

④「モーターグレーダー」→自重が5トン以上か（例：10.0t）

⑤「移動式クレーン」→つり上げ荷重が3トン以上か（例：7.0t）

⑥「高所作業車」→作業床の高さが2m以上か（例：3メートル）

⑦「アスファルト・フィニッシャ」→大型特殊自動車か
- 4 自己所有の場合は取得年月日のみを、リースの場合はリース期間（始期と終期）を記入すること。
- ※「特定自主検査実施日又は有効期間満了日」欄について、「移動式クレーン」、「ダンプ」及び「アスファルト・フィニッシャ」は有効期間の満了日を記入すること。

ISO等の取得状況

	認証範囲		関連事業所	建設業法上の営業所	有効期間
エコアクション21					~
ISO9001					~
ISO14001					~

※ 認証範囲に建設業が含まれており、かつ建設業法上の全ての営業所が認証書の関連事業所に含まれていること